

29 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実、防災体制の強化、都市機能の充実など、財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対して十分な財政措置がされておられません。指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) ふるさと納税制度の、制度本来の趣旨に基づいた運用の推進
- (3) 会計年度任用職員制度の適切な運用に対する財政支援
- (4) 国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- (5) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (6) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化
- (7) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や、それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障

(内閣府，総務省，観光庁)

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 算定過程を明らかにしたうえ、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること。**
- ② 必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること。**
- ③ 観光立国の推進に必要な全国かつ客観的な統計（市町村ごとの観光客数など）を整備のうえ、**観光地特有の財政需要を反映させる算定方法を定めるとともに、特別交付税を含め、的確に配分すること。**

京都市の財政事情

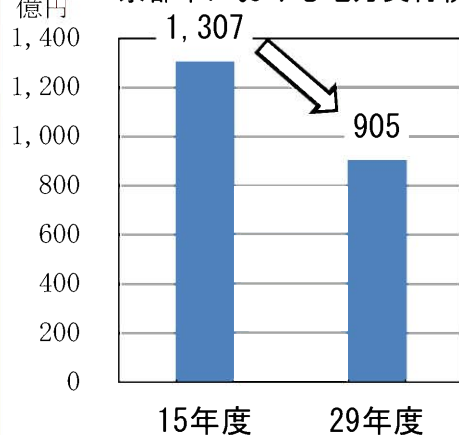
大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、**他都市にはない財政需要が発生している**。一方、社寺、大学、山林が多いなど、**京都のまちの特性により税基盤が非常に脆弱なうえ、交付税の削減により厳しい財政状況にある**。

職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、**禁じ手である減債基金の取崩しで対応している**。

※ 減債基金（ルール積立分）からの借入れ・取崩しの累計は**404億円（29年度末）**

※ 財政調整基金残高見込みは**30億円（他政令市平均194億円）（30年度末見込み）**

京都市における地方交付税・臨時財政対策債の実績



地方交付税等のピークである15年度と比べると市税＋府税交付金の伸びが323億円程度の増に止まる一方で、地方交付税等の減は、それを上回る**402億円（△31%）の減**

※29年度は府費負担教職員給与費の移管を除いている

社会福祉と臨時債償還費を除く財政需要額が大きく減少

道路、河川、学校などの修繕をはじめ、**安心安全の推進に必要な需要額もしっかり確保すべき**。

（単位：億円）

項目	15年度	30年度	増減額
基準財政需要額（給与費含む）	3,139	2,931	△208
うち、社会福祉に係る財政需要	802	1,241	＋439
うち、公債費	350	461	＋111
（上記のうち臨時財政対策債の償還）	(3)	(206)	(+203)
上記以外のサービスに要する経費	1,987	1,229	△758

※ 基準財政需要額＝府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

※ 社会福祉に係る財政需要＝生活保護費＋社会福祉費＋保健衛生費＋高齢者保健福祉費

配当割や株式譲渡所得割、地方消費税交付金は、景気の動向等により、年度途中に大きく変動するため、精算制度及び減収補てん措置が必要

観光客の増加による財政需要を的確に反映すべき

- 清掃費について、観光地のごみ処理に係る割増はあるが、指標は入湯税納税義務者数であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。
- 地域経済活性化に係る基準財政需要額について、都道府県において、外国人宿泊客数を指標とした算定がなされているものの、市町村にはない。ごみ処理など、観光客の増加による財政需要は市町村に発生しており、市町村ごとの観光客数等を把握できる統計を整備したうえ、財政需要を的確に反映すべき。

ふるさと納税制度の、制度本来の趣旨に基づいた運用の推進

制度本来の趣旨

- ふるさとやお世話になった地方団体への感謝や応援の気持ち
- 税の使い途を自らの意思で決める

実情

- なりふり構わない一部の自治体へ寄附金が集中
- 本市をはじめ、制度本来の趣旨に沿った対応をとる大都市では、自治体の基幹的な収入である住民税が大幅に減少し、財政運営に大きな影響（30年度寄附受入額 1.9 億円、税控除額 30.2 億円）

加熱する返礼品競争

あるべき姿に向け

こうした状況を改善するため地方税法が改正（平成31年3月）。

<主な内容>

- ① 寄附金の募集の適正な実施
- ② 返礼品は寄附金の額の3割以下とすること
- ③ 返礼品は地場産品とすること

この改正を踏まえ、

要望

制度本来の趣旨に沿った取組となるよう、

- ① 法改正に基づいた運用ルールの一層の明確化
- ② 適正な運用が図られるよう継続的な自治体の監視、指導により、ルールの徹底と必要に応じた更なる見直しの検討を求める。

会計年度任用職員制度の適切な運用に対する財政支援

現状・課題

- 地方公務員法及び地方自治法の改正により、非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに「会計年度任用職員制度」が創設
- これに伴い、新たな手当の支給やシステムの改修に多額な経費が必要となるため、財源の確保が必要

京都市においては、市長部局、消防局及び教育委員会事務局等において計4千人程度を任用予定であり、

- ・ システム改修の経費 約5億2千万円
 - ・ 期末手当及び退職手当の新設など
処遇改善のための経費 約4億6千万円
- の新たな財源が必要

要望

法改正への適切な対応である
会計年度任用職員制度の導入・運用に対して
必要な財政措置を行うこと！

会計年度任用職員制度の適切な運用により、
市政の持続的かつ安定的な発展に向けた
効率的かつ効果的な行財政運営を推進！